

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第77号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について
- 日程第4 議案第70号 瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第71号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第72号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第73号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第74号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第75号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第76号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第79号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第13 総務委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第14 懲罰特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第15 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗

17番 松野藤四郎

18番 藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	加納博明	企画部長	山本康義
総務部長	石田博文	市民部長	棚橋正則
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	桑原秀幸
調整監	宇野真也	環境水道部長	矢野隆博
教育委員会 事務局長	広瀬進一		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	宇野伸二
書記	広瀬潤一		

開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、市長から議案第79号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第77号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第2、議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これにつきましては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 松野藤四郎君。

○産業建設委員長（松野藤四郎君） ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、報告します。

ただいま議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、12月9日午前9時30分から、菓南庁舎3の2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、次長及び課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案を要点を絞って報告します。

議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、土地購入費は当初予算に約3億円、今回1件分の5,000万円、残りは来年度に1件分のみかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、3月議会での附帯決議には、市民に十分な説明とあるが、どのように対処していくのかとの質疑に対し、市民に対して広報紙での情報提供や求めに応じて自治会へ出向いての説明

会の開催を計画していることを自治会連合会で説明している。また、下畑自治会では、説明会を開催し、おおむねの方に理解いただいていると認識している。なお、地権者においては、全員の理解を得ているとの答弁がありました。

また、当初から60億、76億、85億、そして今回88億となっているが、時間的経過を含めて説明してほしいとの意見に対し、今回は88億から埋設物の移転工事分を除くと約85億となる。また、昨年度のPPP/PFIの導入可能性調査では、水処理槽2基分の財政シミュレーションとしていたが、今回の工事は1基となっている。また、材料費や人件費等の工事単価が上がっており、金額の変移としては事業計画では72億、昨年度調査では80億、今回は85億となっているとの答弁を受け、13億増えたということかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、13億とは相当の額が増えていると思うがどうかとの質疑に対し、事業計画段階では、埋設物の工事や水洗化促進業務等が入っておらず、これらを除外して考えていただきたいとの答弁を受け、今回10億を超える金額が増えており、今後どうなっていくのか不安があるがどうかとの質疑に対し、不確定な部分もあるが、仮設費や安全費、材料費・人件費・工事の諸経費が増えている。しかし、これらの金額はあくまでも基本設計に基づく概算工事費であり、詳細設計を行わないと金額は確定しないとの答弁がありました。

また、JRの関係で工事が複雑になると聞いたがどうかとの質疑に対し、今回幹線管渠がJR東海道本線の下を通るため、JR東海と協議を行った結果、鉄道工事に精通した設計会社や工事会社でないと協議に応じられないとの回答をもらったとの答弁を受け、第1期工事は88億だけではなく精通した業者を使うということで、さらに費用が必要ということかとの質疑に対し、概算だが、設計と工事で約3億ぐらいの費用を見込んでいるとの答弁を受け、距離はどのくらいかとの質疑に対し、基本設計では約250メートルと見込んでいるとの答弁がありました。

また、今回は第1期工事の債務負担行為についてだが、説明を聞くと今後負担が増える可能性があるというように感じる。もう少し総合的に将来設計や接続に関して考える必要や工夫していく部分などがあるように感じ、今後に不安があるとの意見に対し、費用についてはそれぞれ基準が違っており、全体計画は埋設物の工事や水洗化促進業務等を除いた金額と考えていただきたいとの答弁がありました。

また、説明を聞いたが口頭が多く分かりづらい、体系的に事業計画と費用をリンクする資料を提出するなど整理していただかないと審査できない。例えば全体費用の中で、この部分は2期工事から前倒ししたとか、これは新たに入ってきたなどの説明がないと、全体像が把握できない、説得力のある説明・資料提供をお願いしたいとの意見がありました。

また、JRの下を通すのに3億とのことだが、当初から予測はできなかつたのかとの質疑に対し、下水道管路工事は深さ・土質・管径等によって単価が変わってくる。JRからの回答は、

影響があるかないか調査・検討してくださいとのことであったとの答弁がありました。

また、埋設物等移転工事費に3億8,100万円で、負担金が同額あるがどのようなことかとの質疑に対し、本田団地の水道管を下水道工事と併せて全て新しいものに交換する工事で、水道の単独工事で行うより、舗装など統一で行ったほうがメリットがある。負担金は、その費用を水道会計が負担するもので、水道会計から下水道会計に入ってくるお金になるとの答弁がありました。

また、処理施設の費用35億でどこまでの施設ができるのかとの質疑に対し、平面図のとおりだが、水処理施設は1基であるとの答弁がありました。

また、先般4回の下水の説明会を開催されたが、強固に反対された方が数名いたようだが、今後の対応として引き続き粘り強く説明会や交渉をされていかれるのかとの質疑に対し、中には反対される方もいるが、最終的には全員の方の理解を得られるよう努めたいとの答弁がありました。

質疑終了後、休憩を取り、再開後、執行部より資料提出の申出があり、再度休憩を取りました。再開後には資料の提出ではなく、副市長から今回の補正予算の内容を含め、下水事業の全体費用の推移について説明がありました。

その後、討論では、今回の債務負担行為の88億の件もあるが、全体予算、今後の将来を含めどの程度になるかははっきりしていない。今回のJRの件など、今後付加的にかかってくるものがあるかと考えると、今の時点では反対であるという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和3年12月21日、産業建設委員会委員長 松野藤四郎です。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） おはようございます。

議席番号14番、公明党の若井です。

今、松野産業建設委員長からの御報告で1点質問をさせていただきたいと思います。

3ページの中段ですが、またJRの下を通すのに3億とのことだが、当初から予測はできなかったのかとの質疑に対して、下水道管工事は深さ・土質・管径等によって単価が変わってくる。JRからの回答は影響があるかないかを調査・検討してくださいとのことであったとの答弁であったという報告を受けましたが、この下水工事の、これは本田団地が第1計画に入って

おるわけですけど、J Rの下を通るといのは最初から分かっておったことということの質問に対して、執行部からの答えは、今の深さとか土質とか、管径の単価が変わってくるということの答弁だったんですけど、お聞きしたい点は、当初から計画があったことに対して、今回の調査が必要になったということをお聞きされておるのか、最初からJ Rの下を通ることに対してお聞きされておったのかということに対して、ちょっと時間の経緯が理解できなかったんですけど、委員会でそういう質疑とか審査があったかどうかの確認をしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 17番 松野藤四郎君。

○産業建設委員長（松野藤四郎君） そこまで詳しくは委員会のほうで話はしていませんけれども、例えばコミプラがあるでしょう。コミプラもそのようにJ Rの下を通っているんですよ。そこを含めた話を多分、今回3億とか4億とか話が出てくるんですけども、それ以上私にはちょっと分かりませんが、後ほどまた委員会を、この会が終わりましたら来てください、また説明しますのでよろしくお願ひします。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 議席番号12番 棚橋敏明でございます。

ただいまの委員長報告の1ページ目、中段になると思いますが、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、土地購入費は当初予算に約3億円、今回1件分の5,000万円、残りは来年度に1件分のみかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありましたとありますが、まさにこのそのとおりであるだけだったのか、それともこの中の5,000万円の内訳、これは土地購入だけのことだったのか、そしてまた今現在こういった課題になっているのが2件しかないのか、そういったことについての質疑、そしてそれに対する土地とそれ以外こんなお金が要るんだよとか様々なそういった回答があったのか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 産業建設委員長 松野藤四郎君。

○産業建設委員長（松野藤四郎君） 棚橋議員さんから土地購入費の話がありました。執行部から説明を受けたのは2件であるが、今回は1件で五千四、五十万でしたか、何かそういう話がありました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 改めてちょっとお聞きしたいのが、まさにそのとおりであるという突っ込んだ話は全く何もなかったのか、多少とも何か報告があったのか、もう一度そのことだけ確認をお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 産業建設委員長 松野藤四郎君。

○産業建設委員長（松野藤四郎君） 今回の5,000万というのは土地購入費だということで、要は2件のうちの1件ということで先ほど報告したとおりでございます。

○12番（棚橋敏明君） 結構です。

○議長（広瀬武雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）について、反対討論をさせていただきます。

今回、債務負担行為としてDB方式による工事の契約に係る分ということで、およそ88億円が示されております。この中には3億円の本田団地の水道工事分が入っておりますので、その分を控除すると実質的には85億円が下水道関係かと思われま。しかし、全体計画では72億円であったものが13億円、18%アップしたということになっております。さらに東海道線の下をくぐる管路工事については、今回の債務負担行為とは別に次年度以降に3億円かけてJRに業務委託をする、そのような話になっております。

土地の購入費は、来年度予想される分も含めると4億円を既に投入をしているわけでありま。こういったものを含めれば、全体で92億円が既に投入されようとしているわけでありま。予算額を多少多めに算定しているというお話もありますけれども、大きな金額に膨れてきていることは間違いないのではないのでしょうか。

全体計画では概算であるけれども、第1期工事72億円、総事業費370億円という説明で、この事業がスタートしたわけでありま。材料代、人件費等が上がったという説明だけで、このまま事業が進んでいったということでのいいのか、総事業費も含めた今後の財政見通し、それを賄うために必要な下水への接続率はどれだけになるのか、そういったことを議会に対しても市民に対してもしっかりと説明をする必要があるのではないか、そのように思います。

3月議会での附帯決議、市民に瑞穂市公共下水道事業全体計画を十分に説明し、市民合意を図ることに鋭意努めるということが、そういったことをきちんと、何がどう変わっているのか、

そういったことも含めて説明をしていく必要があるのではないか、そのように考えます。

そういった意味では、まだまだ説明が非常に不十分である。そういった意味で今回の下水道事業会計補正予算には反対をしたいと思います。以上であります。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号から日程第9 議案第75号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 次に、日程第3、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定についてから日程第9、議案第75号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 馬淵ひろし君。

○文教厚生委員長（馬淵ひろし君） 改めまして、おはようございます。

文教厚生委員長の馬淵ひろしでございます。

ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

文教厚生委員会は、12月10日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、広場の維持管理についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、今回の補正予算の債務負担行為で550万円計上した。実

際は、運用を始めてみないと維持管理にどれぐらいかかるかということが見えてこない。特に芝生広場の管理に一番費用がかかると思っているが、まだ正確な数字はつかめない。来年度はできるところは職員で行い、その後は業者に管理委託するかどうかを見極めたいとの答弁がありました。

また、第1条で、地方創生に寄与するためとうたっているが、瑞穂市のランドマーク的な存在と位置づけて取り組んでいくと考えてよいのかとの質疑に対し、地方創生のメインは、人口減少対策として人口の社会増加、移住・定住促進につなげていくことだと考える。そのためにもこの広場をどのように活用していくかというところが一番のポイントになると考えているとの答弁がありました。

また、市民の方に自由に使っていただけることを望まれるのか、ランドマーク的な存在でにぎわいを創出していくことを中心としていくのかとの質疑に対し、公園的な要素を考えると、自由に使っていただけるようあまり占用して使ってほしくないが、にぎわいを創出するとなると、大規模なイベントを催して皆さんに来てもらいたい。その兼ね合いが非常に難しく、できれば両立させるために利用調整を行い、自由に使え、にぎわいの創出もしているという広場になるのが理想かと考えるが、実際運用してみないと分からないとの答弁がありました。

また、災害時には、この広場はどのような位置づけになるのかとの質疑に対し、ドームシェルターも有事の際は避難していただくことを考えている。また、巣南中学校の体育館が避難所として指定されており、物資も届くことを考えると、この広場で車中泊の可能性もあるということで、マンホールトイレを7か所設置し、上にかぶせるテントも用意して体制を整えている。この広場を災害時の避難場所として指定するかどうか検討しているところであるとの答弁がありました。

また、喫煙について、第7条の行為の禁止の中にはないが、どのように考えているのかとの質疑に対し、都市公園のほうと足並みをそろえていきたいとの答弁がありました。

また、防犯カメラの設置についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、今後予算化し、設置する方向で進めていきたいとの答弁を受け、大きな広場になるので多くの防犯カメラの設置が必要と考える。トイレ周辺や駐車場周辺、遊具周辺、ドームシェルターの下など、また進捗に併せて検討をしてほしいとの意見がありました。

また、使用料については前払いになるのかとの質疑に対し、条例の施行規則をこの後つくっていく。利用する前に納めていただく予定をしているとの答弁がありました。

また、第13条に、市長は必要があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができるが、市長が認めるようなことがあるのかとの質疑に対し、これについても施行規則でどのような場合に減額または免除になるかを規定していくとの答弁がありました。

また、第16条に、利用者が故意または過失により多目的広場を損傷し、または滅失したとき

は生じた損害を賠償とあるが、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りではないとなっている。市長が認めてしまえば、大きな過失であれ、支払う義務がないと捉えられてしまうので、削る必要があるのではないかとの質疑に対し、他の条例もこのようになっているため、倣う形で作成したとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第70号瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第73号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これら4議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第74号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、デジタル化の推進に伴い、諸記録の作成、保存等の電磁的記録による対応も可能となることは事業者の負担が軽減されるという認識で捉えてよいのかとの質疑に対し、この条例が改正されたことですぐにというわけではないが、将来的には相当な負担軽減になると思っているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第75号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、居宅訪問型保育事業について、ベビーシッターの保育事業者は市内にいるのかとの質疑に対し、認可外の居宅訪問型保育事業者としてベビーシッターはいるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和3年12月21日、文教厚生委員会委員長 馬淵ひろし。

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 12番 棚橋敏明でございます。

文教厚生委員長に質問いたします。

まずここで5ページ目、芝生のことがまずございます。芝生の管理に一番費用がかかると思っているが、まだ正確な数字はつかめていない。来年度はできるところは職員で行い、その後は業者に管理委託するかどうか見極めたいという答弁がありましたというところですが、まさにこの報告だけで終わってしまっているのか、委員会の中でこうしたらこのぐらいお金がかかるんじゃないとか、ある程度の中に入って話があったのかどうか。非常にこれは面積もございますから、芝生の部分の管理というのは大きなウエートを占めます。その中で、委員会の中でどの程度まで多少話があったのか、それをお知らせいただきたい。

そして、その次が防犯カメラでございます。このことにつきまして、せんだっての大阪の火災、このときでも道路に設けてあった防犯カメラから大きな事実、やっぱりそういったもの、それからその病院の中のカメラ、そこから大きな事実が出てきております。そんな中、防ぐという意味、そしてその後のはっきりさせるという部分からも防犯カメラの必要性はさらに増してきていると思います。そんな中、話合いがこの程度で終わってしまったのか、さらにある程度金銭的なこと、また必要性についてさらに話合いがあったのか、そのことについて状況を教えていただきたい。

それから、この中にはございませんが、照明についてどのような照明をつけていくのか。特に冬場の場合は早くから暗くなります。そのときにやはり人間の気持ち、暗くなれば犯罪も起こりやすいし、不安も起こります。そんな照明に対して費用の部分、そして設置の場所、設置の照明の種類、そういったことが話合いが行われたのか。また、執行部のほうから提案があったのか、そういったことも踏まえて御返事くださいませ。以上3点よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 文教厚生委員長 馬淵ひろし君。

○文教厚生委員長（馬淵ひろし君） 文教厚生委員長の馬淵でございます。

ただいま棚橋議員より御質問をいただきました点についてお答えいたします。

まず1点目につきまして、芝生の管理についてでございますが、芝生の管理はこの550万円というお金、債務負担行為を設定することによって、まずは市のほうが行っていくというようなことが委員会で話合いをされたところであります。この1年の経過を見て必要な費用、必要な管理の方法等を検討していくということは委員会の中で共有をされた内容であったかというふうに思います。

2点目の防犯カメラの必要性につきましては、委員から委員長報告にあるような質問があった際に、その答弁において、すぐに必要性を感じていると、だから予算として計上していきたいということがありましたので、委員としても市としても両方とも必要性を認識していることでありまして、市のほうも来年度以降予算化をして設置をしていくことになるんじゃないかという委員会での合意があったかと思えます。

3つ目の照明についてでございますが、こちらについての質疑、そして審査のほうは委員会

ではなかったというふうに思っておりますので、以上御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 5番 関谷守彦です。

私は総括質疑の際に、細かい話で恐縮なんですけれども、ゲートボール場の使用料について220円になっているけれどもという質疑をさせていただきました。委員会の中ではそのような、ここでは今回報告には上がっておりませんでしたけれども、そういった議論があったのかどうかお願いをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 文教厚生委員長 馬淵ひろし君。

○文教厚生委員長（馬淵ひろし君） ただいま関谷議員からの御質問にお答えをいたします。

総括質疑の中で、ゲートボール場の費用が210円から220円に上がったということの御質問が委員会であったかということでもありますけれども、執行部からの補足説明の中で、その消費税によって今回見直しを行ったことになったという御説明があったかというふうに記憶をしておりますが、そのことについて委員会の中で審査、そして質問が行われたということにはなかったかというふうに思っております。以上です。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

この条例の制定に伴い廃止されるゲートボール場の条例では、使用料1コート当たり1時間210円となっておりますけれども、これが今回の条例の別表では220円に、少額ではありますが、引き上げられております。その理由として、先ほど委員長からもありましたように、消費税が10%に引き上げられるためという説明もこの間されていたと思います。しかし、令和元年9月議会において消費税引上げに伴う条例の改定はなされ、そのときにこのゲートボール場については引上げをしないという形で条例の変更はされなかった、こういった事実経過があ

ります。それにもかかわらず、今回この趣旨と違う消費税理由を引上げとすることは本質的にちょっと間違いがあるのではないか、そういった意味において今回のこの条例には反対をさせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立多数です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第70号瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第71号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第73号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第74号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第75号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第67号及び日程第11 議案第76号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第10、議案第67号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び日程第11、議案第76号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を一括議題とします。

これらについては、総務委員会にその審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さんおはようございます。

総務委員会の審査報告をします。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、12月13日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6人全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため当委員会所管以外の教育長、各部長、調整監にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査の議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第76号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を審査しました。

本案については、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、減額補正されたところの説明をとの質疑に対し、総務費は、主なものとして書類の廃棄に関するアウトソーシングで173万円ほど、あとは給与関係の減額をしている。老人福祉費の関係で、ねんりんピックの中止ということでねんりんピック実行委員会補助金の1,900万と職員手当の時間外等も減額している。福祉医療費では、会計年度任用職員の関係で報酬を175万8,000円減額している。教育委員会は、巢南中学校体育館トイレ改修工事の請負差金で653万円を減額した。また、私立幼稚園の奨励費を864万4,000円減額した。都市整備部では、農業振興費の負担金、補助金及び交付金で額が確定したため1,479万4,000円減額をした。道路改良費の負担金、補助金及び交付金で県の工事ができなかった分があり、450万円減額をした。河川改良費で今年度工事ができなかった部分で河川改修工事業務委託料670万円を減額したとの答弁がありました。

また、総務費の監査委員費で研修負担金が30万円マイナスになっているが、研修に年間どのくらい行って、今年度はどのくらい行けなかったのかとの質疑に対し、J I A Mなどの研修負担金が30万円ほど減額になっている。あとは減額していないのでほぼ行けていると思うとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第67号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、採点の評価項目は全て20項目だが、このほかに細目はあるのかとの質疑に対し、資料の審査（評価）のポイントは概要となっている。例えば一番上の管理運営の方針は実際の審査票では「事業計画は施設の設置目的や市の管理運営方針と合致しているか」というような文章となっているとの答弁がありました。

また、73.5が平均値となっているが、妥当であるポイントはどの辺りかとの質疑に対し、前は60点台であったので、見直しをしながら改善された状況が今回の評価に反映され、前回よりも高い評価になっていると思われるとの答弁がありました。

また、選定委員6名のうち3名が市の職員だが、表決に至った場合の見解はどの質疑に対し、審査をした点数で評価しており、採決という概念では行っていないとの答弁がありました。

また、指定管理者は選定された業者以外は参加できないのかとの質疑に対し、指定管理者の手続を規定した瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の第5条に公募によらない指定候補者の選定の規定があり、現在の瑞穂市ふれあい公共公社の管理状況が問題ないと判断されれば公募によらない方法で取り扱うということで、指定管理者選定委員会で合意さ

れたとの答弁がありました。

また、瑞穂市ふれあい公共公社と選定されたが、瑞穂市ふれあい公共公社の職員だけで管理されているのかとの質疑に対し、簡単な修繕などを除いた基本的な部分に関しては、瑞穂市ふれあい公共公社の職員だけでやっているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和3年12月21日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第67号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

今、委員長報告の中で、これは最後のページだと思いますけれども、選定委員6名のうち3名が市の職員だが表決に至った場合の見解はとの質疑に対し、審査をした点数で評価をしております、採決という概念では行っていないという答弁があったというふうにされております。しかし、この選定委員会の議事録を見ますと、会長が、意見がないので採決に移りますということで、この場合ですと、ふれあい公社が適当であるか承認いただける方の委員の挙手をお願いいたしますということで、出席委員さん全員挙手ということでされておりますけれども、こういったところについて、特にその後、議論があったかどうか御回答お願いしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 関谷議員の指定管理者の選定についての質問ですけれども、委員長報告の11ページのとおりでございます、指定管理者は選定された以外は参加できないのかとの質疑に対し、次のような答弁でそれ以外は出ておりませんでした。以上です。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 失礼しました。

この委員会の審議の中で、この選定委員会に市の職員の方が入っているということにつきまして、私も総括質疑出させていただきました。それについて、この委員会の中で採決云々という以外に議論があったでしょうか、説明があったか報告をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ちょっと質問者、もう一回お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） すみません。選定委員会に委員として市の職員の方が入っているということについて、総括質疑でもさせていただきましたけれども、今回の委員会の中で、市のほうの説明等を含めまして、ほかの市町でこのようなことがあるのかどうかについて報告があったのかについてお尋ねをしたいと思います。報告があったかどうかということですね。

○議長（広瀬武雄君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 関谷議員の質疑ですけれども、他の市町の報告はございませんでした。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第76号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

議案第76号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、反対討論をさせていただきます。

この補正予算の17ページにあります款2総務費、項1総務管理費、目14の社会保障・税番号制度導入推進費として173万3,000円が計上されております。これは聞くところによりますと、マイナンバーと個人の健康診断などのデータ等を連動させるというふう聞いております。こういったことが行われますと、個人の情報、健康診断とかそういったことについて政府が本人の承諾もなく国民の個人情報に直接管理するということになりかねません。さらにこれらのデータが特定の企業に利用される、そういったことにもなっております。このようなことが行われれば個人の尊厳、人権を著しく侵すこととなります。決して許されるものではない。

したがって、このようなものが含まれる今回の補正予算については反対をいたします。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました議案第76号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第12 議案第79号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第12、議案第79号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、1件の追加議案の提案について説明をさせていただきます。

議案第79号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出の予算総額にそれぞれ10億9,162万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ223億188万9,000円とするものであります。

歳出としましては、総務費でマイナンバーカード交付事務派遣業務及びマイキーID・マイナポイント支援業務を合わせて123万7,000円増額し、民生費の臨時福祉給付金等給付費として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費に5億716万4,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費に5億8,322万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳入としましては、国庫支出金の総務費補助金として個人番号カード交付事務費補助金及びマイナポイント事業費補助金を合わせて123万7,000円増額し、国庫支出金、社会福祉費補助金として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金等を5億716万4,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等を5億8,322万7,000円それぞれ増額するものであります。

以上、1件の追加議案につきましての概要説明をさせていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時46分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第79号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人でございます。

議案第79号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）について質疑をさせていただきます。

全員協議会の中で少し触れさせていただきましたマイナンバー発行についてといったところで、先ほど1か月で2,000人を見込んでいるといったところの業務強化といったところをお伺いいたしました。そこでお伺いしたいのは、1日に考えますと、1か月ということになると100人程度見えるのではないかなあ。そうすると、その2,000人来るといったことに関して、その今発行しているところで本当に100人が来て、本当にそこが強化になるのか。また、1日の中でそれだけの業務をこなそうとすれば、1人当たり何分かかってということをお伺いしますと、どれだけ強化をしなければならないのかということをお伺いしているのか。また100人、1か月の中で2,000人が来るということになれば、やはりコロナ対策もそこに十分取らなければならないような場所が必要だと考えさせていただきますが、その部分1か月の見込み2,000人に対してコロナ対策、また業務の強化、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 庄田議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、マイナンバーカードの窓口業務というのは、端末が2台市民課のほうで用意しております。常にその2台が稼働しているという状況ではなく、この2,000件の申請があつて窓口に見えた方に対して、まずその2台の端末にて対応していく予定で、今回はその市民側のほうに案内する方を1人補正で御用意しまして入力作業のお手伝いをする、速やかに作業が終了するように予定をしています。

あと、土・日も月に1度ですが開庁する予定をしていますので、そういった形で対応していきたいと思っています。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 土・日も業務を行うということであれば、窓口は今の現在のところそのまま行うのかお伺いをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 市民部長 棚橋正則君。

○市民部長（棚橋正則君） 土・日も今の端末を利用して受付したいと思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 場所はどこで行うのかお伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 場所は市民課にて対応していく予定です。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） そこだけを業務を開けるということになれば、土・日ということでもありますので市民の皆様がどこに行けばいいのか、もしくは出入口から庁舎がそれこそ防犯というのか、安全に関してはきちっと対応を取っておかないと、何かその市民課のままでやるということは、安全面はどうか不安なところではありますが、安全面についてどのようにお考えか確認をしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 土・日の月に1回の開庁に関しては、実は現在も行っています。誘導としては、正面玄関から入っていただきまして、突き当たりまして受付が今現在あります。そのところで日直業務がしてあるのが、今の市民課のところで日直業務をしておりますので、そこがちょうどマイナンバーの交付の会場、市民課のところになります。カメラ等も用意しておりますので、一応現在もその形で対応しております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） そうしたら、コロナ対応はどのようにするのかお伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） コロナ対応は、実は現在もしております、窓口の間隔を空けるとか、飛沫防止のシートがあるとか、そういった後ろでお待ちいただく方の席を間引いて対応していますので、現在と同様の対応で用意をしています。以上です。

○議長（広瀬武雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

議案第79号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第13 総務委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（広瀬武雄君） 日程第13、総務委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務委員長から、委員会において審査中の事件について会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第14 懲罰特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（広瀬武雄君） 日程第14、懲罰特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

懲罰特別委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第15 議員派遣について

○議長（広瀬武雄君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については1件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わりまして説明します。

令和4年2月4日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が本巣市のうすずみ温泉四季彩館で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものでございます。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） この件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（広瀬武雄君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月21日

瑞穂市議会 議長 広瀬 武雄

議員 藤橋 礼治

議員 広瀬 守克